

令和8年6月1日開会

第2回 更別村議会定例会議案

報告第1号

令和7年度一般会計繰越明許費の件

地方自治法第213条の規定により、令和7年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告いたします。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

令和7年度 更別村一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳								
					既収入特定財源	未収入財				一般財源			
						国庫支出金	道支出金	支金	入出金		特定金	定債	財源
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当補助事業	200,000	200,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7. 商工費	1. 商工費	物価高対策重点支援地方創生臨時交付金事業 補助	43,082,000	43,082,000		42,051,000							1,031,000
合 計			43,282,000	43,282,000	200,000	42,051,000							1,031,000

令和8年6月1日提出

更別村長 西山 猛

議案第52号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 早 坂 正 直

生年月日

議案第53号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 日 光 裕 信

生年月日

議案第54号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 瀬田川 憲 吾

生年月日

議案第55号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 藤 澤 典 幸

生年月日

議案第56号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 高 橋 英 樹

生年月日

議案第57号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 家 常 直 輝

生年月日

議案第58号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 高 橋 秀 範

生年月日

議案第59号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 原 すみえ

生年月日

議案第60号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 西 川 朋 憲

生年月日

議案第61号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 斗 澤 博 幸

生年月日

議案第62号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所

氏 名 本 多 正 芳

生年月日

議案第63号

更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

更別村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

住 所 更別村字更別西4線20番地12

氏 名 田 中 篤

生年月日 昭和53年8月20日生（47歳）

議案第64号

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金の規定の追加並びに課税限度額及び国民健康保険特別会計事業勘定の健全化を目的とした税率等の見直しに伴う関連条文の改正、低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の判定に関する規定等の改正を行うため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額並びに所得割率及び均等割額を改める。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率、均等割額及び平等割額を改める。
- (3) 介護納付金課税額に係る所得割率、均等割額及び平等割額を改める。
- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額並びに所得割率、均等割額及び18歳以上被保険者均等割額及び平等割額を追加する。
- (5) 当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有し

ていなかった者が世帯主となっている世帯における納期に係る規定を追加する。

(6) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯に適用する額を改める。

(7) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯に適用する額を追加する。

(8) 減額の軽減判定基準について、対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を改める。

(9) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の対象となる世帯内に未就学児がある場合の軽減措置として適用する額を改める。

(10) 子ども・子育て支援納付金課税額の対象となる世帯内に未就学児及び出産被保険者がある場合の軽減措置として適用する額を追加する。

(11) その他、関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改める。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例

更別村国民健康保険条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。））の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) ・ (3) (略) (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。） の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) ・ (3) (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除

く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援助付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援助付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

- 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第第

314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の5.70を乗じて算定する。

2 (略)

- (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
- 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,400円とする。

く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

- 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の5.10を乗じて算定する。

2 (略)

- (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
- 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第15条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第15条第1項において同じ。) 以外の世帯 27,000円

(2) ・ (3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3、及び第15条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3、及び第15条第1項において同じ。) 以外の世帯 27,000円

(2) ・ (3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円

(2) 特定世帯 3,750円

(3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.20を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

(2) 特定世帯 3,500円

(3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.95を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,200円とする。

(納期)

第11条 (略)

2 第12条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期)

第11条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の村民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していない者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していない者」という。）においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、村長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯における普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していない者かつ世帯において、次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、前条第1項に掲げる期間のうち、次条の規定による算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間で納税通知書に定めるものとする。ただし、村長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯に課する国民健康保険税の納期は、前条第2項の規定に定めるところによる。

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額

(納期)

第11条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額

(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からきからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,080円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,180円

(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,520円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,830円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ウ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,670円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,480円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 140円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,460円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,340円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を

除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,200円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,050円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 450円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 100円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,800円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,100円

(ウ) 特定継続世帯 375円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,880円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,480円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,620円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,280円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 180円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,720円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,380円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円

(イ) 特定世帯 700円

(ウ) 特定継続世帯 1,050円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項
に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課
税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以
後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」とい
う。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者
均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した
被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合
にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該
被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当
該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ
いて次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,660円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,100円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未
就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,110円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,850円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,960円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以
後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」とい
う。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者
均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した
被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合
にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該
被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当
該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ
いて次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,540円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,900円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未
就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,035円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,725円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,700円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 135円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 225円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,450円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令

第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額

(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額

)は、当該所得割額及び被保険者均等割額

から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

1・2 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とある

附 則

1・2 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とある

のは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特

のは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特

例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得

例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得

又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る

又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る

利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条

しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の更別村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第65号

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例制定の件

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西山 猛

1 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業者については、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第6条第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。
- (2) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、条例第28条に規定する小規模保育事業A型の設備及び第29条に規定する職員の基準（満3歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とする。
- (3) 満3歳以上限定小規模保育事業者については、条例附則第3条の連携施設に関する経過措置の対象外とする。
- (4) 条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項又は第47条第

2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型又は保育所型事業所内保育事業所若しくは小規模型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型等の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所にあつては、条例附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(5) 条例第29条第3項及び第4項、第31条第3項及び第4項、第44条第3項及び第4項、第47条第3項及び第4項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型等の保育士（条例第29条第4項ただし書、第31条第4項ただし書、第44条第4項ただし書又は第47条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(6) 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年更別村条例第12号）第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）による経過措置について、令和10年3月31日までとする。

(7) その他所要の改正を行う。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第1条 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の者について保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上の者について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。）をいう。 (4) ～ (9) (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで）において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。））にあって	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童をいう。）をいう。 (4) ～ (9) (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項

は、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所
(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1)・(2) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばならない。

(1)～(5) (略)

に係る連携協力を行う保育所
(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等

により保育の提供
を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))

であって、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1)・(2) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7) ～ (11) (略)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 及び小規模保育事業C型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) とする。

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 (以下「看護師等」という。) を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) の規定による大学 (短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) 又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者 (以下「特定理学療法士等」という。) を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) ～ (11) (略)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型

とする。

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号) の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

（職員）

第31条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定に関わらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等 を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定に関わらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」

と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特別保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特別保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が

著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。
ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の

著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年更別村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
附 則 (経過措置) 2 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附 則 (経過措置) 2 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。 ） 及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年更別村条例第13号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が一部改正されたことに伴い、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

（1） 特定地域型保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業に限る。）の利用定員は、6人以上19人以下とし、特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）に限る。以下同じ。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（2） 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、

当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(3) その他所要の改正を行う。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 (6) の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 (7) ～ (11) (略) (11) の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11) の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11) の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12) ～ (22) (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24) ～ (29) (略) 2 (略) (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7) ～ (11) (略) (12) ～ (22) (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24) ～ (29) (略) 2 (略) (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の利用者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 (略)
- (あっせん、調整及び要請に対する協力)
- 第7条 (略)
- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども
- に係る当該特定

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の利用者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 (略)
- (あっせん、調整及び要請に対する協力)
- 第7条 (略)
- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定

教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならぬ。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書^を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（6）（略）

（7） 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。）

（8）～（11）（略）

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27

教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならぬ。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（6）（略）

（7） 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法

を含む。）

（8）～（11）（略）

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27

条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法 第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子ども

に対し特別利用保育を提供する場合には、
法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども
の総数が、第4条第

2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども

」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定

条の2第1項各号、幼稚園

である特定

教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、

法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定

教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第

2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲

げる額」とあるのは、「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定

める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

に対し、特別利用教育を提供する場合に
は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら
ない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども
及び当該特定
教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども

の総数が、第4条第2項
第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学
前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」とあるのは

「の区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第2項第3号の

める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければなら
ない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第2項第3号の

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子ども）とに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳

以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者 (満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者 (満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 (第43条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者 (満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 (第43条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育を提供する体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育を提供する体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である

と村長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

- (3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

- 8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

と村長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育

の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）

であつて、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

- 9 (略)
10 (略)
11 (略)
12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2～4 (略)

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

- (8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特

- 8 (略)
9 (略)
10 (略)
11 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者

から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2～4 (略)

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）

- (8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特

定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、保育認定子どもに対しては、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対して特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」

定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。))」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育に」と、

の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3条において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲

と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。

）第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲

げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用（主食の提供に要する費用に限る。）」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業者の認可基準を遵守しなければならない。

げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章

において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用（主食の提供に要する費用に限る。）」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳以上保育認定子どもとの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用（主食の提供に要する費用に限る。）」と、同条第5項中「前4項」と

あるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども

及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51

条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対

する食事の提供に要する費用を除き、満3歳以上保育認定子どもに ついては主食の提供に係る費用に限る。) 」とする。	する食事の提供に要する費用を除き、満3歳以上保育認定子どもに ついては主食の提供に係る費用に限る。) 」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり計画を策定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、北更別・旭・平和辺地に係る計画を別紙のとおり策定するものとする。

総合整備計画書

北海道 更別村 北更別・旭・平和辺地
(辺地の人口 249人、面積 22.0k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡更別村 北更別区・旭区・平和区
- (2) 地域の中心の位置
河西郡更別村字更別東14線236番地2
- (3) 辺地度数
114点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道路・橋りょう ～ 当該辺地は、更別市街の北部に位置する農村地域である。
本地域内の道路は老朽化により損傷が激しい箇所があるため、計画的に整備し、生活路線としての機能回復を図る必要がある。
また、本地域に架かる橋は設置から年数が経過し損傷が激しい箇所があるため、橋の状況を調査した上で計画的に改修し、安全性の確保を図る必要がある。
- 下水道処理施設浄化槽 ～ 本村の個別排水処理施設整備事業は平成15年度より実施し、水洗化人口率は75.4%となっている。下水道管が設置されていない農村部が対象であり、今後も公共水域の保全と生活環境の向上を目的とし合併処理浄化槽設置促進のため事業を実施するものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋りょう (防塵処理舗装ほか2事業)	更別村	134,505		134,505	134,400
下水道処理施設浄化槽 (個別排水処理施設整備事業)	更別村	27,400	17,800	9,600	9,600
合計		161,905	17,800	144,105	144,000

議案第68号

勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり計画を策定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、勢雄・更別東辺地に係る計画を別紙のとおり策定するものとする。

総合整備計画書

北海道 更別村 勢雄・更別東辺地
(辺地の人口 262人、面積 37.2 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡更別村 勢雄区・更別東区
- (2) 地域の中心の位置
河西郡更別村字更別151番地 5
- (3) 辺地度点数
106点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道路・橋りょう ～ 当該辺地は、更別市街の東部に位置する農村地域である。
本地域内の道路は老朽化により損傷が激しい箇所があるため、計画的に整備し、生活路線としての機能回復を図る必要がある。
また、本地域に架かる橋は設置から年数が経過し損傷が激しい箇所があるため、橋の状況を調査した上で計画的に改修し、安全性の確保を図る必要がある。
- 下水道処理施設浄化槽 ～ 本村の個別排水処理施設整備事業は平成15年度より実施し、水洗化人口率は75.4%となっている。下水道管が設置されていない農村部が対象であり、今後も公共水域の保全と生活環境の向上を目的とし合併処理浄化槽設置促進のため事業を実施するものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋りょう (南4線舗装強化ほか10事業)	更別村	810,144		810,144	809,700
下水道処理施設浄化槽 (個別排水処理施設整備事業)	更別村	27,400	17,800	9,600	9,600
合計		837,544	17,800	819,744	819,300

議案第69号

更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり計画を策定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、更別・昭和・更南辺地に係る計画を別紙のとおり策定するものとする。

総合整備計画書

北海道 更別村 更別・昭和・更南辺地
(辺地の人口 283人、面積 46.9 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡更別村 更別区・昭和区・更南区
- (2) 地域を中心の位置
河西郡更別村字更別南 5 線61番地 3
- (3) 辺地度数
150点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道路・橋りょう ～ 当該辺地は、更別市街の西部に位置する農村地域である。
本地域内の道路は老朽化により損傷が激しい箇所があるため、計画的に整備し、生活路線としての機能回復を図る必要がある。
また、本地域に架かる橋は設置から年数が経過し損傷が激しい箇所があるため、橋の状況を調査した上で計画的に改修し、安全性の確保を図る必要がある。
- 飲用水供給施設水道管 ～ 当該辺地の水道は、供用開始から50年程度経過しており、過去に漏水が多発し断水が生じている。本工事は安定的な水道水の供給のために実施が必要である。
- 下水道処理施設浄化槽 ～ 本村の個別排水処理施設整備事業は平成15年度より実施し、水洗化人口率は75.4%となっている。下水道管が設置されていない農村部が対象であり、今後も公共水域の保全と生活環境の向上を目的とし合併処理浄化槽設置促進のため事業を実施するものである。
- 教育文化施設 ～ 当該辺地で運行しているスクールバスは、豪雪地域かつ凍結路面の多い地域を走行するため車体の老朽化が進んでおり、児童生徒の通学に支障をきたすおそれがあることから、車両を更新することで通学の安全性を確保する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋りょう (東5号局部改良ほか6事業)	更別村	542,823		542,823	542,500
飲用水供給施設水道管 (南1線配水管更新)	更別村	21,200	10,600	10,600	10,600
下水道処理施設浄化槽 (個別排水処理施設整備事業)	更別村	27,400	17,800	9,600	9,600
教育文化施設 (スクールバス購入事業)	更別村	32,122	3,180	28,942	28,900
合計		623,545	31,580	591,965	591,600

議案第70号

南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画策
定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する
法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
計画を策定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する
法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、南更別・
香川・更生辺地に係る計画を別紙のとおり策定するものとする。

総合整備計画書

北海道 更別村 南更別・香川・更生辺地
(辺地の人口 226人、面積 26.7k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡更別村 南更別区・香川区・更生区
- (2) 地域の中心の位置
河西郡更別村字更別南 6 線78番地 2
- (3) 辺地度数
104点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道路・橋りょう ～ 当該辺地は、更別市街の南部に位置する農村地域である。
本地域内の道路は老朽化により損傷が激しい箇所があるため、計画的に整備し、生活路線としての機能回復を図る必要がある。
また、本地域に架かる橋は設置から年数が経過し損傷が激しい箇所があるため、橋の状況を調査した上で計画的に改修し、安全性の確保を図る必要がある。
- 下水道処理施設浄化槽 ～ 本村の個別排水処理施設整備事業は平成15年度より実施し、水洗化人口率は75.4%となっている。下水道管が設置されていない農村部が対象であり、今後も公共水域の保全と生活環境の向上を目的とし合併処理浄化槽設置促進のため事業を実施するものである。
- 教育文化施設 ～ 当該辺地で運行しているスクールバスは、豪雪地域かつ凍結路面の多い地域を走行するため車体の老朽化が進んでおり、児童生徒の通学に支障をきたすおそれがあることから、車両を更新することで通学の安全性を確保する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋りょう (東15号局部改良ほか6事業)	更別村	563,855		563,855	563,600
下水道処理施設浄化槽 (個別排水処理施設整備事業)	更別村	27,400	17,800	9,600	9,600
教育文化施設 (スクールバス購入事業)	更別村	7,291	720	6,571	6,500
合計		598,546	18,520	580,026	579,700

議案第71号

上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画
策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する
法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
計画を策定するものとする。

令和8年6月1日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する
法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、上更別
南・東栄・協和辺地に係る計画を別紙のとおり策定するものとする。

総合整備計画書

北海道 更別村 上更別南・東栄・協和辺地
(辺地の人口 232人、面積 30.4 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡更別村 上更別南区・東栄区・協和区
- (2) 地域の中心の位置
河西郡更別村字上更別南16線90番地 3
- (3) 辺地度点数
110点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道路・橋りょう ～ 当該辺地は、更別市街の南部に位置する農村地域である。
本地域内の道路は老朽化により損傷が激しい箇所があるため、計画的に整備し、生活路線としての機能回復を図る必要がある。
また、本地域に架かる橋は設置から年数が経過し損傷が激しい箇所があるため、橋の状況を調査した上で計画的に改修し、安全性の確保を図る必要がある。
- 下水道処理施設浄化槽 ～ 本村の個別排水処理施設整備事業は平成15年度より実施し、水洗化人口率は75.4%となっている。下水道管が設置されていない農村部が対象であり、今後も公共水域の保全と生活環境の向上を目的とし合併処理浄化槽設置促進のため事業を実施するものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋りょう (北9線改良舗装ほか3事業)	更別村	363,935		363,935	363,800
下水道処理施設浄化槽 (個別排水処理施設整備事業)	更別村	27,400	17,800	9,600	9,600
合計		391,335	17,800	373,535	373,400

議案第75号

北7線改良工事工事請負契約締結の件

北7線改良工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものである。

令和8年6月4日提出

更別村長 西 山 猛

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 北7線改良工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 更別村字上更別 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札による落札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 73,260,000 円也 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 河西郡更別村字更別南2線94番地
株式会社 山内組
代表取締役 山内 信男 |

理 由

工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものである。